

認知症対応型共同生活介護事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和 4 年度の新型コロナウイルス感染症に係る認知症対応型共同生活介護
外部評価実施回数の適用申請の取扱いについて（通知）

標記の件につきまして、新潟県から別紙のとおり取扱いが示されました。これを受け、
本市では下記のとおり取扱いますので通知します。

記

1 外部評価の実施について

令和 3 年度に実施予定だった外部評価を新型コロナウイルス感染症の影響で延期又は
中止した場合は、以下のとおり扱うこととします。（※具体例は別紙参照）

(1) 外部評価を延期する場合（令和 4 年 5 月 31 日までに実施する場合）

令和 3 年度の外部評価を実施済みとして扱うものとします。

(2) 外部評価を中止する場合（令和 4 年 5 月 31 日までに実施できない場合）

① 新たに適用申請する場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 3 年度予定の外部評価をやむを得ず
中止したと本市が認めた場合は、令和 4 年度以降に通算 5 回に達した時点で実施回数
適用申請ができるものとします。（5 年連続とらなくてもよい）

② 既に適用になっている場合

令和 3 年度が外部評価実施年度であったが、新型コロナウイルス感染症の影響によ
り、やむを得ず中止したと本市が認めた場合は、令和 4 年度に外部評価を実施するこ
とで、引き続き実施回数適用申請ができるものとします。（令和 4 年度は申請できな
いが、改めて 5 年以上の外部評価を受ける必要はない）

※ ただし、令和 2 年度の外部評価を新型コロナウイルス感染症の影響により中止した
場合は、令和 3 年度分について実施しなければなりません。

2 運営推進会議の実施について

令和 3 年度の運営推進会議について、新型コロナウイルス感染症の影響で書面により
開催した場合も令和 3 年度の運営推進会議実施回数に加えて差し支えないこととします。
なお、この場合は令和 3 年度中に書面開催の一連の処理を完了（議事録の送付まで完

了) させていただきます。

3 外部評価を延期又は中止する場合の報告について

外部評価を延期又は中止が決定 (やむを得ない理由があると本市が認めた場合) した事業所は、次の方法により御報告ください。

○報告書類：別紙「新型コロナウイルス感染症にかかる外部評価実施状況報告書」

○報告期限：令和4年4月20日（水曜日）まで

○報告方法：郵送、メール又は持参

○報告先：長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

※ 外部評価の中止を検討している事業所は、予め下記担当まで御連絡ください。

4 留意事項

令和3年度分の外部評価を延期して令和4年4月～5月に実施した事業所のうち、令和4年度分の実施回数適用申請を行わない事業所においては、令和4年度分の外部評価についても令和4年度中に別途行う必要がありますので御注意ください。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係 渡邊
電 話：0258-39-2245
E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp